

## イメージキャラクター使用要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、イメージキャラクター（以下「キャラクター」という。）を活用して町の活性化を図るとともに、町外へ栄町をPRするため、キャラクターの使用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (使用対象物)

第2条 キャラクターの使用対象は次のとおりとする。

- (1) 基本ポーズ
- (2) ポーズ集に登録された各ポーズ
- (3) 愛称「龍夢」もしくはドラム

### (使用対象者)

第3条 キャラクターは次に掲げるものが使用することができる。

- (1) 町内在住、在勤者
- (2) 役場、商工会及び町内に所在する官公署
- (3) 町内の事業所及び農業者
- (4) 町内を拠点に活動する任意団体
- (5) その他、活用委員会が特に認める者

### (届出)

第4条 次に掲げるものがキャラクターを使用する場合、使用予定日の一月前までに活用委員会に届出をしなければならない。（別記第1号様式）

- (1) 商品販売を目的に使用する場合。
- (2) その他、活用委員会が特に必要と認めるもの

### (使用の制限)

第5条 活用委員会は、次に掲げる事由が生じた場合、キャラクターの条件付き使用または使用停止を命じることができる。

- (1) 第4条第1項に定める届出を行わずに使用した場合
- (2) 虚偽の届出、また、届出の目的以外に使用した場合
- (3) キャラクターのイメージを損なったり、まちに損害等を与える恐れがあると認められる場合。

(使用料)

第6条 第2条に定める使用対象物の使用料は、無料とする。

(活用委員会の設置)

第7条 キャラクターの適正な利用を促進するため、キャラクター活用委員会（以下「委員会」という。）を設置し、次に掲げる事項について協議する。

(1) キャラクターの適正活用に関すること

(2) キャラクターの事業推進に関すること

(委員会の構成)

第8条 委員会の委員は、栄町商工会、NPO法人栄町観光協会会長、栄町企画政策課長及び栄町産業課長の職をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第9条 委員長は、栄町商工会長をもって充て、副委員長は、NPO法人栄町観光協会会長をもって充てる。

(会議)

第10条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、栄町商工会において処理する。

附則

この要綱は、平成12年12月15日より施行する。